

\* 本案件は1月6日に公示をしましたが応募がなかったため再公示します。

再公示日 : 2021年3月3日

調達管理番号 : 20a00991

国名 : ケニア国

担当部署 : 人間開発部保健第一グループ保健第一チーム

案件名 : ケニア国カウンティ保健サービス管理におけるアカウントビリティ強化プロジェクト基本計画策定調査(保健システム管理)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 保健システム管理
- (2) 格付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021年5月上旬から2021年6月下旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.67M/M、国内 0.7M/M、合計 1.37M/M
- (3) 業務日数 : 

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	20日	7日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2021年3月24日(水) (12時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ  
➤ 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- ◇ 評価結果の通知 : 2021年4月7日(水)までに個別通知  
➤ 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	保健システムに係る各種調査
対象国／類似地域	ケニア／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし  
本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）についても、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加は可能とする。
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

ケニアにおいては、乳児・5歳未満児死亡率や専門分娩助産者の立会による出産の割合など、総じて停滞・悪化傾向にあった1990年代中旬から一転し、2000年代からは改善傾向にあるなど、国民の健康水準は近年急激に改善しているが、課題はいまだ大きい。特に、妊産婦死亡率（出生10万対342（2017年））<sup>1</sup>については近年減少傾向にあるものの持続可能な開発目標（SDGs）で定められた目標値（出生10万対70）の達成に向けては、依然として課題は大きく、一次医療サービスの強化、医療保障の拡充、国民の健康知識の向上等が引き続き必要である。

ケニア政府は2010年に改正された憲法やVision2030において「公平で費用負担可能な質の高いヘルスケアを全国民に提供する」ことを掲げている。ケニヤッタ大統領の2期目の主要政策である「ビッグ・フォー（Big 4）」のひとつでも

<sup>1</sup> Internationally comparable MMR estimates by the Maternal Mortality Estimation Inter-Agency Group (MMEIG)WHO, UNICEF, UNFPA, World Bank Group and the United Nations Population Division

ある 2030 年のユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に向けて、ケニア保健セクター戦略計画（2018 年～2023 年）の策定をはじめ、様々な関連文書を発出し、妊産婦死亡率、5 歳未満児死亡率を指標に医療サービスの質及びアクセスの確保等を目指している。

2013 年の地方分権化により、国が保健関連政策・ガイドライン等の策定、国家リファラル病院の管理、カウンティの能力強化を担うのに対し、保健サービスの提供はカウンティ政府の責任と規定された。政府保健予算の 6 割がカウンティに移管され、予算使途の決定権限はカウンティ政府に委ねられたことから、質の高い保健サービスの提供のためには、カウンティ内の保健サービスを統括・指導する立場にあるカウンティ保健マネジメントチームの能力強化が急務とされた。

技術協力プロジェクト「地方分権下におけるカウンティ保健システム・マネジメント強化プロジェクト（OCCADEP）」（2014 年 10 月～2019 年 10 月）では、地方分権直後のカウンティ保健局のマネジメント強化を目的として、特に、計画・予算・評価の関連性とその強化をもたらすべく、対象カウンティにおいて、中期支出枠組み（MTEF）サイクルに基づく年間活動計画（AWP）、年間活動レビューの策定・実施を支援した。また、他カウンティへの効果の波及を視野に、カウンティ間の相互学習を促進し、また、カウンティの保健予算と活動成果が連動して可視化されるよう、保健システムの基盤強化の支援を行った。

上記 OCCADEP により、カウンティ保健局の能力強化が図られたが、より適切な公共財政管理を行い、プライマリー・ヘルス・ケア（PHC）を基礎とする UHC の達成を促進するために本件要請がなされた。JICA は、本プロジェクトを二段階方式にて立ち上げるべく、基本計画を策定するための調査を実施する。

なお、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成のための保健セクター政策借款（フェーズ 2）」（2020 年）の政策アクションとして、カウンティの保健行政強化を含めており、本案件により円借款の技術的補完が期待され、多面的・多層的な支援を通じた開発効果の発現を狙う。

## 7. 業務の内容

本案件は、対象カウンティ（詳細計画策定調査にて設定予定）において、保健計画・予算管理の強化を通じた、持続可能な PHC の拡大やリファラルの強化を行うことにより、カウンティ保健システム管理におけるアカウンタビリティの強化を図ることを目的としている。地方分権化された保健システムの強化及び UHC の実現に向け、衡平で質の高いサービスの提供に寄与するために、本調査を経て、より適切な協力内容を検討する。

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、JICA 担当部署及び在外事務所等と協議・調整しつつ、担当分野に係る

協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2021年5月上旬～5月中旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、ケニア側関係機関に対する質問票（英文）を作成する。
- ② JICA（人間開発部、ケニア事務所等）と調査計画につき協議する。
- ③ 対処方針会議等に参加する。
- ④ PDMに必要な情報を収集し、PDM案の作成を支援する。

(2) 現地業務期間（2021年5月中旬～6月上旬）

- ① JICA（人間開発部、ケニア事務所等）との打合せに参加する。
- ② 必要に応じて、ケニア側関係機関に対して調査計画等について確認する。
- ③ 担当分野に係る情報・資料について収集し、現状を把握、情報を整理・分析する。情報収集に際しては必要に応じて質問票（英文）も活用してインタビューを行う。具体的な項目は以下のとおり。

なお、カウンティレベルの情報収集に関しては、一般的な（総体的な）状況および（または）現地調査を行う特定のカウンティの状況について情報収集を行う。なお、調査対象カウンティは調査前に決定予定だが、ナイロビ、ナクル、ケリチョー、キリニャガ等 3-4 カウンティ程度を想定している。

- ア) 主要な保健指標の確認、整理
- イ) ケニア保健省の政策、計画の確認
- ウ) UHCに関する政策文書、戦略、ガイドライン等の確認
- エ) 上記ウ)に係る対応状況
- オ) カウンティレベルの保健医療施設の保健医療サービス提供体制（予算、施設、人材、レファラル体制含む）及びサービス利用状況の確認。
- カ) カウンティ保健局による保健医療施設に対する実地指導状況の確認
- キ) カウンティレベルの保健財政のアカウンタビリティ強化に向けた取り組みの状況、課題の確認
- ク) National Hospital Insurance Fund (NHIF) の運用・運営状況及びUHC保険スキームの概要（計画）の確認
- ケ) 中期支出枠組み（MTEF） Management Tool の活用・普及状況の確認

- コ) カウンティレベルの保健及び財政に係る情報システムの電子化状況の確認 ((Health Management Information System(HMIS)、Integrated Financial Management Information System (IFMIS))
  - サ) Primary Care Network (PCN) (サブカウンティ (L4) とその周辺 (L2,L3) のネットワーク) に係る最新動向の確認、及びサブカウンティ保健局の役割・予算配分状況の確認。
  - シ) コミュニティヘルス委員会の活動状況及び課題の確認
  - ス) 保健医療サービスに係る住民参加の状況、課題の確認
  - セ) 他の援助実施機関の (特に地方財政やカウンティレベルにおける) 支援動向
- ④ 現地調査結果を JICA (人間開発部、ケニア事務所等) に報告する。
  - ⑤ ケニア側関係機関に対し、調査結果を共有・説明し、可能な限り PDM 案 (英文)・PO 案 (英文) にかかる協議を行い、ケニア側からのコメント等を取りまとめる。
  - ⑥ 協議議事録 (M/M) (英文)、基本合意文書 (R/D) (英文) の案の作成に協力する。

(3) 帰国後整理期間 (2021 年 6 月上旬～6 月中旬)

- ① 案件概要表 (案) (和文) の作成に協力する。
- ② PDM 案、PO 案、M/M 案及び R/D 案の更新に協力する。
- ③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 基本計画策定調査報告書 (案) (和文・英文) を提案する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書 (和文 3 部)

2021 年 6 月 15 日までに提出。

基本計画策定調査報告書 (案) (和文・英文) を添付し、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約 (単独型) に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf)

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒ナイロビ⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務期間は 2021 年 5 月中旬～6 月上旬を予定しています。

ナイロビ、ナクル、ケリチョー、キリニャガ等 3-4 カウンティ程度での調査を想定。

JICA の調査団は本業務従事者と異なり日本からの遠隔での参加を想定しているため、本業務従事者は単独で現地調査を行う予定です。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりを予定しています。

ア) 総括 (JICA)

イ) 技術参与 (JICA)

ウ) 協力企画 (JICA)

エ) 保健システム管理 (本コンサルタント)

#### ③ 便宜供与内容

JICA ケニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：あり (ただし現地日程に応じて変更がある場合は各自調整)

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：なし。本調査の実施に際しての関係機関との必要なアポイントメントの取り付けは、原則コンサルタントが行うことを前提とするが、調査開始時において、JICA ケニア事務所は、保健省及びその他の関係諸機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し調査協力を依頼するとともに、必要に応じ、各機関との初回のアポイントメントの取り付けを行い、円滑な調査実施のための協力を行う。コンサルタントは、このために必要な情報やレター案を、JICA 人間開発部及びケニア事務所に提供すること。

カ) 執務スペースの提供：なし

### (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第一グループ第一チーム (電話 03-5226-8363) にて配布します。

- OCCADEP 業務完了報告書
  - MTEF training reports in Machakos, Migori, Nyeri, Kisumu
  - THS-UCP\_Disclosable-Restructuring-Paper-P152394
  - Kenya Primary Health Care Strategic Framework 2019-2023 (Draft)
  - Kenya Health Sector Strategic Plan (KHSSP) July 2019-June 2022 (案)
  - Reproductive Maternal Newborn Child Adolescent Health Technical Assistance Multi-Donor Trust Fund (RMNCAH TA MDTF) Annual Report 2018-2019
  - Report of the Health Financing Reforms Expert panel for the transformation and repositioning of NHIF
  - Drafting UHC policy and UHC fund regulations ワークショップ資料
  - The county allocation of revenue Act, 2019 (Gazette)
  - NHIF Payment Rates to Health Facilities
  -
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館や外部のウェブサイトで公開されています。
- MTEF Process Guide  
<https://www.health.go.ke/wp-content/uploads/2019/01/MTEFProcess-Guide-Book.pdf>
  - AWP Handbook for Level 2&3 Health Facilities  
<https://www.health.go.ke/wp-content/uploads/2019/07/%e2%98%85AWP-Handbook-20190710-min.pdf>
  - The Division of Revenue Act, 2020(Gazette)  
[http://kenyalaw.org/kl/fileadmin/pdfdownloads/Acts/2020/DivisionofRevenueAct\\_No3of2020.pdf](http://kenyalaw.org/kl/fileadmin/pdfdownloads/Acts/2020/DivisionofRevenueAct_No3of2020.pdf)
  - Health Sector Intergovernmental Forum on UHC (Joint Communique)  
<https://maarifa.cog.go.ke/assets/file/f7d593eb-joint-communique-health-sector-inter.pdf>
  - Speech by President of Kenya during the launch of biometric registration for UHC scheme beneficiaries  
<https://www.president.go.ke/2020/10/31/speech-by-h-e-uhuru-kenyatta-president-of-the-republic-of-kenya-and-commander-in-chief-of-the-kenya-defence-forces-during-the-launch-of-biometric-registration-for-universal-health-coverage-scheme-be/>

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。



以上